平成13年(行ケ)第525号 特許取消決定取消請求事件(平成15年6月16日口頭弁論終結)

判 タイガー魔法瓶株式会社 訴訟代理人弁理士 浜 特許庁長官 被 \blacksquare 信一郎 指定代理人 会 博 行 田 大橋 克 野 同 康 同 本 重 久 宮 Ш 同 成 伊 男 同 藤 文

特許庁が平成11年異議第70410号事件について平成13年10月2日にした決定を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文と同旨

- 第2 当事者間に争いのない事実
 - 1 特許庁における手続の経緯
- (1) 原告は、名称を「ボトル」とする特許第2783189号発明(平成7年4月14日特許出願、平成10年5月22日設定登録、以下「本件発明」といい、この特許を「本件特許」という。)の特許権者である。

その後、請求項1~3,5,6に係る本件特許につき特許異議の申立てがされ、同申立ては、平成11年異議第70410号事件として特許庁に係属したところ、原告は、平成11年7月26日付け訂正請求書及び平成12年6月23日付け手続補正書により、本件特許出願の願書に添付した明細書(以下「訂正前明細書」という。)の特許請求の範囲の記載等を訂正する旨の訂正請求(以下「本件訂正請求」といい、その明細書を「訂正明細書」という。)をした。

正請求」といい、その明細書を「訂正明細書」という。)をした。 特許庁は、同特許異議事件について審理した上、平成13年10月2日、「特許第2783189号の請求項1ないし3、5、6に係る特許を取り消す。」との決定(以下「本件決定」という。)をし、その謄本は、同年10月25日、原告に送達された。

- (2) 原告は、本件決定の取消しを求める本訴提起後の平成15年3月5日、本件明細書の特許請求の範囲の記載等を訂正する旨の訂正審判の請求をしたところ、特許庁は、同請求を訂正2003-39047号事件として審理した上、同年4月15日、上記訂正を認める旨の審決(以下「本件訂正審決」という。)をし、その謄本は、同月28日、原告に送達された。
 - 2 特許請求の範囲の記載
- (1) 訂正前明細書の特許請求の範囲の記載(以下【請求項1】~【請求項6】 に係る発明を「本件発明1」~「本件発明6」という。)

【請求項1】外壁(11)と内壁(12)間を真空とした金属製真空二重壁構造を有する容器体(1)と前記内壁(12)の開口部(13)を密栓する栓体(2)とを備え、前記開口部(13)を容器体(1)の胴部内径とほぼ同径の広とし、前記内壁(12)の開口部形成部分に、栓体(2)を螺合する雌ネジ(14)と栓体(2)の栓パッキン(23)の栓座となる環状の膨出部(15)とをそれぞれ一体形成し、前記栓体(2)に、前記容器体(1)内の空所(16)と外気とを連通させる空気通路(24)と、該空気通路(24)を開閉する弁体(3)と、該弁体(3)を外部から開弁操作して外気と連通させる弁体操作手段(4)とを設け、前記容器体(1)の上縁外周部に、口当て部となる小径段差部(17)を形成した。ことを特徴とするボトル。

形成した、ことを特徴とするボトル。
【請求項2】空気通路(24)を、容器体(1)内の液体(W)を注出するための注出通路(28)とした。ことを特徴とする請求項1記載のボトル。

ための注出通路(28)とした、ことを特徴とする請求項1記載のボトル。 【請求項3】外壁(11)と内壁(12)間を真空とした金属製真空二重壁構造を有する容器体(1)と前記内壁(12)の開口部(13)を密栓する栓体(2)とを備え、前記開口部(13)を容器体(1)の胴部内径とほぼ同径の広口とし、前記内壁(12)の開口部形成部分に、栓体(2)を螺合する雌ネジ(14)と栓体(2)の栓パッキン(23)の栓座となる環状の膨出部(15)とをそ れぞれ一体形成し、前記栓体(2)に、前記容器体(1)内の空所(16)と外気とを連通させる空気通路(24)と、該空気通路(24)を開閉する弁体(3)とを設け、該弁体(3)として、前記空所(16)の圧力が所定レベル以下の負圧になったときにのみ開弁するような圧力作動弁を採用し、前記容器体(1)の上縁外周部に、口当て部となる小径段差部(17)を形成した、ことを特徴とするボトル。

【請求項4】 空気通路(24)を、ストロー(6)を栓体(2)の上方から容器体(1)内まで挿入させ得るような上下方向の直線上に形成し、弁体(3)として、前記ストロー(6)を挿入した際に該ストロー(6)で押圧されて下方に退避するフラップ状の弁を採用した、ことを特徴とする請求項3記載のボトル。 【請求項5】 栓体(2)に、口当て部となる小径段差部(17)の外側を被

【請求項5】 栓体(2)に、口当て部となる小径段差部(17)の外側を被覆するカバ一部(22a)を設けた、ことを特徴とする請求項1~4のうちのいずれか1つに記載のボトル。

【請求項6】 容器体(1)の外壁(11)の上部外面に肩リング(10)を無理嵌めによって取付け、該肩リング(10)に口当て部となる小径段差部(17)を形成した、ことを特徴とする請求項1~5のうちのいずれか1つに記載のボトル。

(2) 訂正明細書の特許請求の範囲の記載

【請求項1】外壁(11)と内壁(12)間を真空とした金属製真空二重壁構造を有する容器体(1)と前記内壁(12)の開口部(13)を密栓する栓体(2)とを備え、前記開口部(13)を容器体(1)の胴部内径とほぼ同径の広とし、前記内壁(12)の開口部形成部分に、栓体(2)を螺合する雌ネジ(14)と栓体(2)の栓パッキン(23)の栓座となる環状の膨出部(15)とをれぞれ一体形成し、前記栓体(2)は、栓本体(21)と該栓本体(21)の上部を被覆して外装体をなすカバー体(22)を有して、前記容器体(1)内の空所(16)と外気とを連通させる空気通路(24)と、該空気通路(24)を開閉する弁体(3)と、該弁体(3)を外部から開弁操作して外気と連通させる弁体操作手段(4)とを設け、前記空気通路(24)を、容器体(1)内の液体(W)を活り、17)を形成し、前記空気通路(24)を、容器体(1)内の液体(W)を注めるための注出通路(28)として、該注出通路(28)の注出口を前記カバー体(22)の表面位置に形成したことを特別とすまた。

【請求項2】外壁(11)と内壁(12)間を真空とした金属製真空二重壁構造を有する容器体(1)と前記内壁(12)の開口部(13)を密栓する栓体(2)とを備え、前記開口部(13)を容器体(1)の胴部内径とほぼ同径の広とし、前記内壁(12)の開口部形成部分に、栓体(2)を螺合する雌ネジ(14)と栓体(2)の栓パッキン(23)の栓座となる環状の膨出部(15)とをれぞれ一体形成し、前記栓体(2)は、栓本体(21)と該栓本体(21)の上ががで、16)と外気とを連通させる空気通路(24)と、該空気通路(24)を開閉する弁体(3)とを設け、該弁体(3)として、前記空所(16)の圧力が所定の分ががで、10)とを設け、該弁体(3)として、前記空所(16)の圧力が所定の分がで、10)とでは、24)を、前記栓本体(21)と前記力が一体(22)との間に形成される体体内空所(52)に形成して、前記容器体(1)の上縁外周部に、口当て部となる小径段差部(17)を形成した。ことを特徴とするボトル。

る小径段差部(17)を形成した、ことを特徴とするボトル。 【請求項3】空気通路(24)を、ストロー(6)を栓体(2)の上方から容器体(1)内まで挿入させ得るような上下方向の直線上に形成し、弁体(3)として、前記ストロー(6)を挿入した際に該ストロー(6)で押圧されて下方に退避するフラップ状の弁を採用した、ことを特徴とする請求項2記載のボトル。

避するフラップ状の弁を採用した、ことを特徴とする請求項2記載のボトル。 【請求項4】栓体(2)に、口当て部となる小径段差部(17)の外側を被覆するカバー部(22a)を設けた、ことを特徴とする請求項1~3のうちのいずれか1つに記載のボトル。

【請求項5】容器体(1)の外壁(11)の上部外面に肩リング(10)を無理嵌めによって取付け、該肩リング(10)に口当て部となる小径段差部(17)を形成した、ことを特徴とする請求項1~4のうちのいずれか1つに記載のボトル。

(3) 本件訂正審決に係る訂正後の特許請求の範囲の記載(注, 訂正部分を下線で示す。)

【請求項1】外壁(11)と内壁(12)間を真空とした金属製真空二重壁

構造を有する容器体(1)と前記内壁(12)の開口部(13)を密栓する栓体(2)とを備え、栓体(2)を取外せば前記容器体(1)をそのままコップとして使用し得る構成のボトルであって、前記開口部(13)を容器体(1)の胴部内径とほぼ同径の広口とし、前記内壁(12)の開口部形成部分に、栓体(2)を繋合する雌ネジ(14)と栓体(2)の枠パッキン(23)の栓座となる環状の膨出部(15)とをそれぞれ一体形成し、前記栓体(2)は、前記雌ネジ(14)と螺管するが一体(25)を形成した栓本体(21)と該栓体本体(21)の上部を被覆するカバー体(22)を有して、且つ、前記容器体(1)内の空所(16)と外を連通させるともに液体注出通路兼用とされしかもその上部開口が前記カバー体(22)の上面位置に開口する空気通路(24)と、該空気通路(24)の下部開口を開閉する弁体(3)と、該弁体(3)を外部から開閉弁操作して開弁時には前記容器内空所(16)を外気と連通させる一方閉弁時には前記容器内空所(16)を外気と連通させる一方閉弁時には前記容器内空所(16)と外気との連通を遮断するほか前記空気通路(24)の上部開口を閉塞するの連続を有する容器体(1)と内壁(12)の開か、を密は可能にあるには、12)をでは、12)の開か、12)を密は可能になるによりまする。

【請求項3】栓体(2)に、口当て部となる小径段差部(17)の外側を被覆するカバー部(22a)を設けた、ことを特徴とする請求項1~2のうちのいずれか1つに記載のボトル。

【請求項4】容器体(1)の外壁(11)の上部外面に肩リング(10)を無理嵌めによって取付け、該肩リング(10)に口当て部となる小径段差部(17)を形成した、ことを特徴とする請求項1~3のうちのいずれか1つに記載のボトル。

3 本件決定の理由

本件決定は,訂正明細書の請求項1に係る発明は,実願平3-1323号 (実開平5-1435号)のCD-ROM(本訴甲4,審判甲1,以下「刊行物 1」という。)及び実願平3-64434号(実開平5-18438号)のCD-ROM(本訴甲5,審判甲2,以下「刊行物2」という。)に記載された発明に基 づいて当業者が容易に発明をすることができたものであり、同請求項2に係る発明は、刊行物1及び実公昭54-5383号公報(本訴甲6、審判甲3、以下「刊行物3」という。)に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることがで きたものであり、同請求項4に係る発明は、刊行物1、2に記載された発明、ある いは刊行物 1,3に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることがで きたものであり、同請求項5に係る発明は刊行物1、2及び実願平5-24293 号(実開平6-81963号)のCD-ROM(本訴甲7,審判甲4,以下「刊行 物4」という。)に記載された発明、あるいは刊行物1~4に記載された発明に基 ら、訂正明細書の請求項3に係る発明について検討するまでもなく、本件訂正請求 は、同法120条の4第3項で準用する同法126条4項の規定に適合しないから 認められないとし、本件発明の要旨を訂正前明細書の特許請求の範囲の記載(上記 2の(1))のとおり認定した上、本件発明1、2は、刊行物1、2に記載された発明 に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであり、本件発明3は、刊 行物 1,3に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたも

のであり、本件発明5は、刊行物1~3に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであり、本件発明6は、刊行物1~4に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、本件発明1~3、5、6は、同法29条2項の規定により特許を受けることができないものであり、その特許は、拒絶査定をしなければならない特許出願に対しされたものであり、特許法等の一部を改正する法律(平成6年法律第116号)附則14条の規定に基づく特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令(平成7年政令第205号)4条1項、2項の規定により、取り消されるべきものであるとした。

第3 当事者の主張

1 原告

本件決定が、本件発明の要旨を訂正前明細書の特許請求の範囲の記載(上記第2の2(1))のとおり認定した点は、本件訂正審決の確定により特許請求の範囲の記載が上記第2の2(3)のとおり訂正されたため、誤りに帰したことになる。そして、この瑕疵は本件決定の結論に影響を及ぼすものであるから、本件決定は違法として取り消されるべきである。

2 被告

本件訂正審決の確定により特許請求の範囲の記載が上記のとおり訂正されたことは認める。

第4 当裁判所の判断

本件訂正審決の確定により、本件特許に係る明細書の特許請求の範囲の記載が上記第2の2(3)のとおり訂正されたことは当事者間に争いがなく、この訂正によって、特許請求の範囲が減縮されたことは明らかである。

そうすると、本件決定が、本件発明の要旨を、訂正前明細書の特許請求の範囲の記載(上記第2の2(1))のとおり認定したことは、結果的に誤りであったことに帰し、これが本件決定の結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、本件決定は、瑕疵があるものとして取消しを免れない。

よって、原告の請求は理由があるから認容することとし、主文のとおり判決 する。

東京高等裁判所第13民事部

裁判長裁判官	篠	原	勝	美
裁判官	岡	本		岳
裁判官	早	田	尚	貴